

愛護動物を捨てたりする(遺棄する)ことは犯罪です

虐待・遺棄の例

- 動物をみだりに殺したり、傷つける行為
⇒5年以下の懲役または500万円以下の罰金
- 必要な世話を怠り、十分なエサや水を与えない行為
- 動物を捨てる行為
⇒1年以下の懲役または100万円以下の罰金

近頃、野良猫を捕獲して別の場所に放したいという問い合わせが多数寄せられておりますが、これも**遺棄**にあたります。こうした目的のために捕獲かごを貸し出すことはありません。

万が一、飼い続けることが難しくなったら

飼い主には、ペットがその命を終えるまで適切に飼う責任があります。どうしても飼えないときは、**新たな飼い主を探すことも飼い主の責任です。**



- ・できるだけ多くの親類や知人に聞いてみる
- ・チラシやポスターを作成して配布する
- ・新聞やタウン誌などに広告を掲載する
- ・インターネットを活用して、情報を発信する

役場環境課、愛知県動物愛護センター知多支所に直接持ち込んでも引き取ることはありません

愛護動物の虐待などを発見したときは、役場環境課、愛知県動物愛護センター知多支所、警察(緊急時は110番)に相談または通報してください。

※愛護動物とは

- 1 牛、馬、めん羊、山羊、犬、猫、
いえうさぎ、鶏、いばと、あひる
- 2 その他、人が占有している動物で
哺乳類、鳥類または爬虫類に属するもの

《問合せ》

- ・愛知県動物愛護センター知多支所
住所：愛知県半田市乙川末広町 110-1
電話：21-5567
- ・美浜町役場 環境課(内線 216)

「墓じまい」には改葬の許可が必要です

「墓じまい」とは

現在のお墓を解体・撤去して、お墓から出したご遺骨を、別の場所(合同墓地等)に移した後、元のお墓があった場所を墓地の管理者に返すことを言います。

「墓じまい」をするには

「改葬許可申請書」に基づき町が交付する「改葬許可証」が必要になります。墓じまいを行うときは、トラブルを避けるために、元のお墓の管理者や、これから移す先のお墓の管理者とよく相談した上で町に「改葬許可申請書」を提出してください。(葬儀会社や墓石業者に相談されるとスムーズです。)

改葬許可申請の手順

- ① 改葬許可申請書を役場環境課窓口もしくは町公式ホームページから入手
- ② 申請書の必要項目を記入し、環境課に提出
 - ・ 現在のお墓の管理者に記入いただく箇所があります。
 - ・ お寺の過去帳や役場の戸籍謄本等で故人の氏名、申請者との続柄、亡くなった日、火葬(埋葬)の日、火葬(埋葬)の場所を事前にお調べいただくと記入がスムーズです。
- ③ 後日、環境課から改葬許可証を受取る(改葬許可証発行には数日かかります)

※改葬許可についてご不明な点等ございましたら、環境課までお問合せください。

●問合せ 環境課 内線216・217

ペットボトルをペットボトルにリサイクル!

10月26日(木)、美浜町、南知多町、知多南部衛生組合は豊田通商(株)、サントリー食品インターナショナル(株)、サントリーホールディングス(株)と使用済みペットボトルをペットボトルとして再生する「水平リサイクル」の協定締結式を行いました。

今まで分別収集やリサイクルステーションにおいて回収されていたペットボトルは日本容器包装リサイクル協会を經ていろいろなものにリサイクルされてきましたが、令和6年4月より全てペットボトルに再生されます。今後もペットボトルはキャップとラベルを外し、軽くすすいで回収場所へ出すよう、ご協力よろしくお願ひします。

